

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

**鳥取県教育委員会規則第11号**

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和50年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（修学奨励金の貸与対象者）</p> <p>第2条 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>（1）卒業を目的として、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第54条第3項</u>に規定する広域の通信制の課程（以下この号において「広域通信制高等学校」という。）に在学していること。ただし、<u>広域通信制高等学校に在学している者</u>にあつては、県内に住所を有していること。</p> <p>（2）～（5）略</p>	<p>（修学奨励金の貸与対象者）</p> <p>第2条 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>（1）卒業を目的として、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第45条第3項</u>に規定する広域の通信制の課程（以下この号において「広域通信制高等学校」という。）に在学していること。ただし、<u>広域通信制高等学校に在学している者</u>であつては、県内に住所を有していること。</p> <p>（2）～（5）略</p>

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。